

# 「白髪一雄現代美術賞」表彰要綱

## 1 目的

この表彰は、既成概念にとらわれない前衛作品を発信し世界的に評価された本市ゆかりの現代美術画家・白髪一雄氏にちなみ、若手アーティストによる先駆的で魅力のある現代美術作品を顕彰することによって、現代美術における若手アーティストの発表・創造の機会の創出及び若手アーティストのこれからの活躍を応援することを目的とする。

## 2 名称

白髪一雄現代美術賞（以下「白髪賞」という。）と称する。

## 3 表彰対象

現代美術において芸術性の高い優秀な作品等を創作する40歳以下の者。

## 4 選考方法

市長は、公正かつ適切に選考を行うため、別に定める白髪賞選考会の意見を聞いて決定する。

## 5 表彰

- (1) この表彰は、市長が原則として2年に1回行う。
- (2) 被表彰者は、1名または1組とする。
- (3) 被表彰者に、表彰状並びに副賞を贈るとともに、市内のアートスペース「A-LAB」や市内公共施設・公共空間等において作品を発表する機会を提供する。

## 6 発表支援等

- (1) 被表彰者は、市内のアートスペース「A-LAB」や市内公共施設・公共空間等において作品を発表することとする。
- (2) 被表彰者が作品の発表等を行うにあたり、市は被表彰者の申請に応じて、作品制作・展示または広報等の費用の一部を支援する。
- (3) 市長は、不正又は虚偽を認めたときは受賞を取り消し、また、賞金の全部又は一部の返還を求めることができる。

## 7 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

令和5年1月1日 一部改定